

乙訓圏域障がい者自立支援協議会
令和4年度 第1回「医療的ケア」委員会 会議録

日時 令和4年6月16日(木) 13:30~15:00

場所 乙訓総合庁舎 第2会議室

出席者 21名

キャンパス、第2乙訓ひまわり園・乙訓ひまわり園地域生活支援センター・向日市社協障がい者地域生活支援センター、乙訓ポニーの学校、乙訓障害者支援事業所連絡協議会、乙訓福祉会、京都府乙訓歯科医師会、京都府歯科衛生士会、京都済生会病院、乙訓訪問看護ステーション連絡会、京都府立向日が丘支援学校、乙訓の障害者福祉を進める連絡会(4)、乙訓保健所保健課、乙訓保健所福祉課、向日市障がい者支援課、長岡京市障がい福祉課、大山崎町福祉課

欠席者 1名 乙訓医師会

事務局 3名

傍聴 2名

配布資料

- ・次第
- ・「医療的ケア」委員会名簿
- ・令和3年度活動報告抜粋
- ・第1回「医療的ケア」委員会 参考資料
- ・「京都府医療的ケア児等支援センター」の開設について
- ・医療的ケア児等支援体制整備事業費
- ・医療的ケア児支援強化事業費・長岡京市重度障がい者等就労支援特別事業
- ・「医療的ケア」委員会 設置要綱
- ・いずみ訪問看護リハビリステーション長岡京
- ・NPO 法人医療的ケアネット オンラインシンポジウム
- ・特別支援学校医療的ケア安心サポート事業

議事概要

- 事務局
- ・今年度第1回「医療的ケア」委員会を始めさせていただく。
 - ・最初に事務局から連絡をさせていただく。

コロナ禍ということで昨年度同様、2週間前に開催通知を発送する。感染者が増加してくれば会議の2、3日前にオンライン開催かどうかの判断を事務局でさせていただく。

2、3日前のメールに注視していただきたい。連絡がなければ対面での会議となる。

- ・ハイブリッドでの開催の可能性もある。その場合はマイクの使用をしていく。マイクの消毒をお願いしたい。
- ・会議前には健康チェック表の記入をお願いする。事務局で2週間保管させていただく。
- ・傍聴は、現状では制限をしない。変更になった場合にはホームページに掲載する予定である。
- ・議事録は発言の要旨をメールで送り、発言内容が間違っていれば直していただき、事務局に返信していただく形をとっている。会議中は自由な発言ができる状況にある。活発に発言をしていただきたい。
- ・今年度からプロジェクト会議についても会議の進捗状況を簡単にまとめ、ホームページに掲載していく。関心を持って頂くことで、ホームページの閲覧が増えることを願っている。
- ・昨年度から各部会等で取り組まれた学習会であるとか講演会等はできる限り、協議会委員の方々に共有していきたい。YouTubeの限定配信を活用し、事務局からお知らせしていきたい。
- ・本日の「医療的ケア」委員会の終了後、喀痰吸引等研修プロジェクトを引き続き開催する。

自己紹介

1 委員長、副委員長の選出について

- 事務局 ・運営委員会から副委員長にポニーの学校の大塚委員をお願いしたいということで了承をいただいている。
- ・事務局と運営委員会で相談し、委員長には昨年度に引き続き医師会の先生をお願いをしている。6月26日に医師会の理事会が開かれ、そこで決定される。
 - ・これで良ければ、拍手をお願いしたい。

一同拍手

2 今年度の取組の確認

- ※資料 令和3年度「医療的ケア」委員会 活動報告に基づき確認
- 副委員長・今年度の取組の確認をひとつずつさせていただく。

医療型短期入所の進捗状況の報告

- 事務局 ・千春会の介護老人保健施設「春風」に話をした。法人で検討され、医療型短期入所を受けていただくことになった。
- 委員 ・指定は今、7月1日で動いている。
- 事務局 ・指定がおりれば、契約書を作っていくと聞いている。1ケースをモデルケースとして動いていく。まずは1泊する。7月以降動いていくので、その都度、お知らせする。

医療的ケア児コーディネーター養成研修修了者のフォローアップ交流会について

- 委員 ・コロナ禍でなかなか実施ができていなかったが、昨年度1回実施をしている。

せっかく始めたフォローアップ交流会なので、継続して取り組んでいきたい。

・今日の段階では具体的なことは決めていない。検討しながら、考えていきたい。

・今年度から京都府で医療的ケア児等支援センターが立ちあがった。地域のコーディネーターとの連携やコーディネーターに対する研修、助言。昨年度は養成研修も一年見送りされたが、今年度は実施をされる。今後、養成研修を修了したコーディネーターの役割と、京都府の支援センターとの連携は、地域で何をしたいかといけないのかも考えていけないういけない。地域のニーズは、この委員会で京都府のセンターの取組や研修の部分等がどういった形で連動していくのかを考えていきたい。

・コーディネーターに対する実務研修、医療的ケアの方の支援に関わるコーディネーターの研修としての事例の検討も想定されている。この委員会での個別ケースの話やコーディネーターの交流会や勉強会で、この地域の課題として特徴的なケース等の話し合いを通じて、何か見えてくる部分がないのか等、そういうことを考えていけたら良いと思っている。その辺りは関係者と相談しながら進めていきたいと思っている。よろしくお願ひしたい。

周知活動について

事務局 ・昨年度、大藪委員にお願いして、この委員会の中で勉強会をさせていただいた。

民生委員の研修の場を使って周知活動をしていく。今年度は10月21日金曜日の午後、10月27日木曜日の午後、バンビオ3階の市民ホールで研修の場がある。民生委員の数、全部で277名。2回に分けて、21日に向日市と大山崎町民生委員の方、27日に長岡京市民生委員の方に向けて、大藪委員にお願いして周知活動ということになる。

・今回は1時間半の講演ということで、話の中身もまたここで協議をし、周知活動に向けての準備をお願いしたい。

委員 ・日本自立生活センターでは医ケアが必要な筋ジス病棟から退院されてこられた方の地域生活を支えることとかもやっている。これだけ重度であっても、病院じゃなくても暮らしができることを是非とも知ってもらえたらと思っている。また、意見等があれば教えていただきたい。

事務局 ・他にもそういう場があれば、また違った形の周知活動も検討していきたい。

必要な課題について

副委員長・資料、第1回「医療的ケア」委員会 参考資料を見ていただきたい。

昨年度、「医療的ケア児・者の生活を支えるために必要なことについて」、話をしてもらったが、内容を深める時間が持てなかった。今回、その機会を持ちたいと思う。

事務局 ・昨年度、出された内容を箇条書きにしている。この場で確認していただき、この他にあれ

ば出していただき、深めるのは2回目以降となる。

委員 ・「訪問入浴が足りていない。」というところに関係して、気管切開等で施設内入浴が使えない子どもが、何とか家でお風呂に入れる方法はないかとネットで調べると、家で工夫して、看護師と連携して、簡易の浴槽を安全に入れるように改良し、ヘルパーと看護師、ヘルパーと家族がペアになって入浴しているケースがあった。

・今、簡易浴槽的な安全に入れるものはないか、家族と話しながら探しているところである。物があればできるなという話も出ていて、そういうところの情報が深められたら良いなと思っている。

委員 ・当事者家族としての意見だが、子どもに医療的ケアがあるが、ある、ないにしても子どもは家族で入れようと頑張るが、どんどん身長も体重も大きくなり難しくなってくる。学校を卒業して、どこかへ行くことになってもお風呂まではないところが多い。短期入所が進んできているとは思いますが、入浴のデイだけでもできたらなという希望は大きい。

委員 ・午前中に親の会の役員プラスアルファの中で話題になったことをお知らせしたいと思う。
・先日、支援学校跡地の事業所募集が始まった。その中の内容として、ショートステイがしっかりあった。ただ、個数としては2ということだった。どんなショートステイを考えているのか、内容については明らかになっていない。

・「医療的ケア」委員会では医療的ケアを受けられる人達が、地域でショートステイを利用できるようにしようとする委員会を立ち上げたわけだから、支援学校跡地に建つのであれば、その中のショートステイには医療的ケアのある子ども達、人達が利用できるようなショートステイでなくてはならないと思う。また、それに対して、この委員会として何か助言、希望を入れていってほしいと思う。

・ショートステイをするのであれば入浴もそこにプラスで考えていかないといけない。2という個数も利用者としては少なくてびっくりしている。うたい文句の中に全世帯、全市民、皆が利用できる場所でなければならないというようなスローガンが書かれていたと思う。医療的ケアの人達、重心と言われている重い人達が地域の中でショートも入浴も利用できない。新しく建つのであれば、是非ともそこに力を入れていただきたい。

・希望されている人がいることをしっかりと伝えていただき、新しい良い施設を実現させていただきたい。医療的ケアや重心と言われている人達が利用できる施設ということは、誰もが利用できる施設になるはずである。自立支援協議会と連携と書いてあったので、どうか、そういうものを望まれていることをしっかりと伝えていただきたいと思う。

副委員長 ・たくさん出していただいた意見をまとめさせていただきたいと思う。

・進めていくにあたりワーキンググループを作りたいと思っている。

事務局 ・「医療的ケア」委員会で取り組む内容がどんどん増えてきている。委員会の中で話をする

ことで進めているが、具体的に限られた時間の中で進みにくいところがある。

・人材育成は喀痰吸引等研修で乙訓の里に協力いただき、「医療的ケア」委員会では一緒にやっていくことで進んでいる。それに加え、ヘルパー等の人材を増やしていく等、関わる人がどうすれば増えていくのか考えていきたい。

・医療型短期入所は既にこのメンバーで動いている。

・医療的ケアの周知活動は大藪委員にお願いしている講演とは別の活動を想定している。医療的ケアに関して知っている方と知らない方の意識はかなり違うと思う。医療的ケアと聞いた時にイメージとして一步引いてしまうことがあるように思う。その差を詰めていけるような取組として何があるか、これを具体的に進めていきたい。

・医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者のフォローアップは昨年度1回集まることができた。今後ネットワークはどうしたら作れるのか等、そのためには何をしていくのかというところを進めていきたい。

・メンバーはこちらで人選した。入っていない方で、参加したいという方がいれば教えていただきたい。

委員 ・どこかに参加させていただきたい。初めてこの委員会に参加しているので、どこに入れば良いか教えていただきたい。

委員 ・人材育成は3号研修に関わるところで、喀痰吸引等研修プロジェクトのメンバーに前任の方に入っていたので、引き続き入っていただきたい。

・今まで3号研修を受けた方で一度も現場に入っていない方もいる。以前にフォローアップ研修を企画したが希望者が1人で実際にはできなかった。実際に試験を受けた方及び手技をしてない等もう一回学びたいという方も含めるとできるかなと思うので、プロジェクトを含め、人材育成に入っていただくのが良いかと思う。

事務局 ・医療型短期入所には古田委員に協力してもらっている。名前を入れさせてもらいたい。

委員 ・周知活動に関わっているので、入れさせていただきたい。

講演する以外でも、何か一緒にできればと思う。

副委員長 ・このワーキンググループで今年度、進めさせていただく。

3 情報共有

・京都府：医療的ケア児支援強化事業費

委員 ・簡単に説明させていただく。これは、京都府の障害者支援課の課内に「京都府医療的ケア児等支援センター」が設置され、事務局として専属の看護師1名と障害者支援課の職員が1名配属され、この2名で運営するということである。

・業務内容は相談支援、研修等、関係機関連携の3つが主になっていく。

資料「医療的ケア児等支援体制整備事業費」に書いてある通りで、相談支援は事例があった時に速やかに情報を持っているこのセンターがこういうところに相談したらどうか等と言えるような体制をとる。

・研修等は市町村や関係機関に対して、好事例や最新施策の発信、事例紹介等。

医療的ケア児等支援者養成研修等の今までやってきたものを独立して、ここの機関でやることになる。また必要な研修があったらあげていき、府の中で検討もされていくと思う。

・関係機関連携については連絡調整、情報収集、情報交換等、関係機関との柱となって連携を図っていきたいと考えている。

・資料「令和4年度当初予算案主要事項説明」には予算が書いてある。参考までに見ておいていただきたい。

・②の特別支援学校医療的ケア安心サポート事業費は支援学校が認定して、事業所と学校との連携でこういうことをやっているという情報提供である。

事務局 ・予算について、協議会、「医療的ケア」委員会で活用できるものがないのかという話をしたところ、国の予算として「医療的ケア児等総合支援事業」というものがあることを聞いてきた。2市1町で調べてもらう形で、運営委員会に報告している。どういった形であれば活用できるのか。それと同時に委員会の中で、どういったことに活用したいのかもすり合わせて次年度、予算が下りる形になればと思っている。予算の締め切りが5月の半ばで、今年度については間に合わなかった。次年度には活用したい。

委員 ・支援センターだが昨年の医療的ケア児支援法の施行ということで、今、全国各地の都道府県で設置されている。設置の仕方としてはその地域の中核的な医療機関や、医療的ケアの支援を地域の中核として担ってきた施設に委託をする形式のところが多い。それぞれメリット、デメリットがある。京都府の本庁の中にあるセンターは、それぞれの地域の支援の現場とか本人や家族に、具体的にどういことを役割として果たしてくれるのか。一般的な窓口ということよりも、敷居が高いというイメージもあるので、その辺りをぜひ具体的にどんどん発信して行っていただきたい。

委員 ・その通りだと思う。今後、相談件数が増え、より一層、ニーズ把握ができれば、どうい所に設置して行って、もっと機能良く、実質的にまわるようにするにはどうしたら良いのかというのができてくる。

委員 ・(2)研修等で喀痰吸引等研修と書いてあるが、受付や機材の返却等、ここで統一されると考えて良いのだろうか。

委員 ・窓口で研修をすると言っている以上は、窓口としての機能は出してくれると思っている。

・長岡京市：重度障がい者等就労支援特別事業、訪問生活介護

長岡京市・4月から始まった就労支援特別事業について簡単に説明をさせていただく。

・対象者は重度訪問介護、同行援護、行動援護のいずれかの支給決定を長岡京市から受けている方。民間企業で雇用されているか自営業の方。通勤や職場における支援が必要な方。1週間の所定就労時間が10時間以上または今後10時間以上の勤務となることが見込まれる方。原則、長岡京市に居住されている方。就労場所は長岡京市内に限定しないこととしている。

・支援内容は障がい福祉サービスの重度訪問介護、同行援護、行動援護と同等のサービスを通勤時もしくは就労時において提供させていただくものになる。

・この事業は雇用施策との連携施策になっている関係で、独立行政法人の高齢・障害・求職者雇用支援機構、通称 JEED と呼ばれる機構の納付金制度と制度を併用で使っていただく形になっている。

・民間企業で雇用されている方の場合は通勤支援の一部と職場等における業務介助については、JEED の助成金を活用いただく。それ以外の通勤支援の一部と職場等における業務外の福祉的支援については長岡京市のこの事業で支援をさせていただく形になる。

・自営業の方については JEED の助成金が対象外になる。全て、市の事業で見ることになっている。

・具体的な職場等における業務介助、業務外の福祉的支援については資料の※に記載している。参照いただきたい。

・サービス提供する事業所については重度訪問介護、同行援護、行動援護の指定を受けている福祉サービスの事業所にお願いする形を考えている。現在、随時受付をしている。

この制度は使われる方によって手続きのフローや必要なものが変わってくるので、関係者で対象になられそうな方がいる場合は長岡京市役所に問い合わせをしていただけたら案内をさせていただく。

・始まったばかりの制度で京都府下でも、まだ実施している市町村が少ない事業なので、手探りの中での事業スタートになっている。ご協力をお願いしたい。

副委員長・何か意見、質問等あるだろうか。

委員　・長岡京市でこの事業を始められたことを本当に嬉しく思う。私も京都市内にある日本自立生活センターという事業所でスタッフとして働いている。今日も横にヘルパーに付いてもらっているが、私が仕事をしている時間帯で、その間のヘルパーの給料は事業所が全部出してくれている状態である。

・将来、障がい者が就労するうえで、かなり大きなハードルになっていたところなので、この事業があることで働ける方がどんどん増えていってほしいなと思っている。

・京都市でも始められているので、是非とも私の住んでいる向日市、また大山崎町でもこう

いった事業を進めていっていただけたら本当に嬉しいと思っている。

事務局 ・昨年度、向日市で初めて訪問生活介護が立ち上げられた。今年度、長岡京市でもと聞いている。向日市と同じなのか、違う形なのか、使う方がおられるのか等、次回、説明をお願いしたい。

・支援学校：特別支援学校医療的ケア安心サポート事業 他

委員 ・資料、特別支援学校医療的ケア安心サポート事業をみていただきたい。

・京都府では昨年度、医療的ケア児及び家庭に対する支援に関する法律が成立され、9月に施行されることを受け、特別支援学校医療的ケア安心サポート事業というものを進めている。スクールバスに乗れないという保護者の悩み、送迎に負担をかけているところについて、京都府教育委員会の中でこのような事業を立ち上げた。

・スクールバスに乗れない医療的ケアのある児童や生徒の保護者の送迎を負担するために、介護タクシー、訪問看護師を含め送迎をする。保護者の負担を減らすための事業となっている。

・実際に保護者に負担をかけるというところでは、手続きを保護者にしていただく必要がある。介護タクシーや看護師の準備を保護者をお願いをしないといけない。その中で、学校として何ができるのかというところでは、学校として全面的にサポートをしながら、保護者が悩まれているところに寄り添いながら、一緒に事業を進めていきたいと思っている。

・現状、本校ではまだ使われていないが、それに向けて前向きに取り組んでいるところである。

委員 ・今後の動きとして、使えるようになったら学校から発信があるということだろうか。

委員 ・既に、該当している児童や生徒の保護者には説明をしている。その中で、保護者の意向を最優先してやっている。まずは保護者がタクシー会社や看護師へのアプローチをしていただいてからということになるため、学校からということではない。もし、何らかの形があれば、保護者からこういう事業を使いたいという話があると思う。

委員 ・訪問看護ステーション事業所長に看護師として依頼がくるということだろうか。

委員 ・そうである。

委員 ・訪問看護ステーション連絡会の管理者の方にもそういう依頼がくるかもしれないと周知した方が良いのだろうか。

委員 ・後日、返答させていただく。今のところ、保護者の声を聞いていると、今使っている訪問看護ステーションを頼りにしているということだった。新たに開拓するというところでは、どこかわからないという声を聞いている。その辺りをこちら側としてもどのように周りに周知していくのかというところは検討の余地があると思っている。もしかすると、今使っ

ている訪問看護ステーションの方で話をするというところもあるかと思う。

委員 ・まだ、きちんと学校側からは話は聞いていないが友達から聞いている限り、使うにはハードルが高く、プレッシャーもかかる。キャンセル料もあり、3日以内にというところで、行く前に発作が起こったりもするのでキャンセルになったりする。送迎をするという意味では体制がちょっと違うのかなと思う。ワゴン車でお迎えに来てくれるような感じで行けたら良いなと思う。使いたい人が使いにくいように思う。

委員 ・自分で行った方が早いように思う。費用も自分、開拓するのも自分。そこには相談支援の手立ても借りないといけないが、主治医の指示もあるだろうし、書類も必要。ただ、学校としては別の送迎車両を入れるのはOKということだけのように受け取れる。それなら、学校側の送迎車をもう少し考える必要があるように思う。学校側がなぜ送れないのか、なぜ乗れないのかというのはもうちょっと考えていただきたい。この解決方法ではない解決方法を選んでほしいなと利用者としては思う。

委員 ・個別に対応ができるということは医ケアが必要な方や障がい重い方の状況に応じた送迎ができるので、上手く使っていけば良い形になっていくのだと思う。ただ、タクシー会社も自分で見つけないといけない。訪問看護はもしかしたら日頃かかっているところに相談ができるかもしれないが、ステーション側もこういう形の支援はしたことがないので、保護者から説明をして、理解してもらって協力を得るところまで全部、家族がしないといけないところの負担が大きいと思う。

・医療的ケアのない子ども達に関してのスクールバスは府教委の方で全部準備をし、手続きだけすれば乗れることにしているのと比べると、医ケアがあるかないかということで保護者にかかる負担が全然違ってしまうのは法の下での平等を考えた時にどうなのかなというのがある。

・個別の事業所の確保等はお願ひしたとしても訪問看護ステーション連絡会への説明やタクシー会社に対して事業を始める周知を図り、協力を要請するということは府教委なのか支援学校なのかわからないが、学校側が整備のところはアプローチしないといけないと思う。そこも含めて全部、保護者にお願ひだとなかなか広がらないと思う。

委員 ・たくさんの意見をいただくことによって、またよりよいものの事業になると思う。おっしゃるとおりのところはたくさんあると思う。学校に持ち帰らせていただきたい。

委員 ・1人辺り80日というところが気になるのと、介護タクシーの予約は朝の時間は結構いっぱい、事前に予約をしていてもリピーターも多くなかなか見つからないことが多い。本当はスクールバスが一番だとは思ふ。慣れていない新しい車に乗ると、余計にそれで発作が起こることもある。いきなりではなく、シミュレーションも必要だと思う。

副委員長 ・また学校に返していただいて、ぜひ使いやすい制度にしていだけたらと思う。

4 その他

・今年度の喀痰吸引等研修予定 11月19日(土)、20日(日)

- 委員
- ・日程は例年通りで、機材を京都府から何体か借りるのだがこの時期が空いているのもあり、この日時にさせていただこうと思う。
 - ・以前は尾瀬委員に対面で講義をしていただいていたが、手技に重点を置かせてもらったこともあり、講義に関しては Web 講義とさせていただいている。何回も繰り返してみただけののと、高齢をメインにしているところと障がいメインにしているところとは明らかに講義の受け取り方が異なるというのは報告書を見てよくわかる。その辺りはまた協議しながら進めていこうと思う。
 - ・色々な方に協力していただきながらやっていこうと思う。よろしくお願ひしたい。
 - ・7月15日に訪問看護ステーション連絡会の会議がある。講師登録をするのに講師が足りないということで、新しく事業所が増えたというのもあり、そこの方にも協力いただこうと思っている。その説明に行き、OK が出れば、その方の看護師証の写しと経歴書を作り、京都府の高齢支援課に届け出をして、受け取っていただくことになる。
 - ・6年に1度、指定更新があり来年辺りが指定更新だと思う。いちからもう一度作り直すことになるのでバタバタすると思うが、協力をお願ひしたい。

・個別ケースの取り扱いについて

- 事務局
- ・資料、「医療的ケア」委員会設置要綱を見ていただきたい。この要綱に則り、「看護師の確保ができず、保育所の利用が進みにくい。」という課題に対して、個別のケースとして、医療的ケアがあることで、保育所の入所ができないというのが2件寄せられた。個人情報も入ってくるので、要綱の第5条、委員会に以下の会議をおくというところの②個別会のところ、地域の課題として取り上げて協議を進めていきたいと思っている。
 - ・委員についてはこの委員以外で、「委員長が必要と認める場合には委員以外の者をオブザーバーとして出席を求めることができる。」というこの要綱に則り、出席を求めていきたいと思っている。
 - ・個別会については今まで開かれた状況がわからないままできているため、この形で進めて良いものか、この場で諮りたいと思う。
 - ・資料裏面に個別会をする場合の進め方の案立てをしている。まずは個別会として招集するのかどうかの意見をいただきたい。
- 委員
- ・今の話の保育所入所については、障がい福祉担当課ではなく、子育て支援の担当課が所管となる。障がい福祉の担当者だけで話し合っても解決策等に偏りが出る可能性があるし、保育所の状況を聞かれても答えられない状況がある。どういう形で協議をするのか。保育所を所管する課の担当者にも出席してもらおうのかも含めて、どういう形で話をして

いくのか、時間をかけて検討した方が良いと思っている。

委員

・設置要綱に基づいて個別会が開かれたかどうかだが、委員会を設置する以前、平成19年度だったと思うが、当初は地域生活支援部会の中で医療的ケアが必要な方の生活を支援するというテーマに数年やっていた。部会だと毎年度活動計画を立て直すところで部会が止まってしまうから、常設委員会にしようという議論があり、23年度からこの形となっている。その直前の部会の時に個別の事例をあげて、個別ケースを検討する中でどうい課題の検討が必要かというような部会の協議をやったことはあったと思う。その時の協議の経験を踏まえて、この委員会の設置要綱を作る時に全体の定例会とは別に個別の課題協議ができるような場を置こうということで、この形になったという経過だと思う。

・地域で検討すべき課題として、課題を含んだケースの協議が有効だということがあれば、個別の会議を設定するのは主旨としては合うと思う。

・ケース毎にどこが関わっているのかは全然違うので、庁内であっても障がい福祉の担当課にとどまらない様々な部署が関わっているケースの場合は協議会から要請し、議論に参加をしていただくアプローチをすることは必要になってくると思う。

委員

・保健所でも医療的ケアが必要なお子さんと関わりを持っている中で、今までにも聞いたことがある。どういう資源があれば可能なのか。受け入れをするには知識も、サポートしてもらえる人材も必要で、色んな事が必要になってくるため、こちらも悩んでいる。

・研修会を組み込むようなことが必要なのか、主治医と連携していくことが必要なのか、先進地の取組を聞いてもらうことが有効なのか等、悩んでいたりしている。こういった機会に地域の課題として取り上げて、検討できるのは良いことだと思っている。

・どんな風にして検討していくのか、主だった機関との進め方の下打ち合わせは必要だと思う。そうした経過を踏みながら検討ができれば良いように思っている。

事務局

・個別のケースから入り、地域課題というところで、どのような形で保育所入所を促していくのか、色んな立場のところから意見をいただいて、話を進めていきたいと思っている。

4 その他

委員

・医療的ケアネットオンラインシンポジウムのチラシを配っている。7月16日にある。昨年度から3回目のオンラインシンポジウムで、内容等はチラシを見ていただきたい。チラシの下にあるQRコードから申し込みができる。ぜひ、よろしく願いたい。

・前は乳幼児期を中心に課題を考えたが、今回は学齢期から卒後のところで訪問看護師等通所のところからの課題の発信が中心となっている。参加いただければと思う。

事務局

・訪問看護ステーションの案内を配っている。ここは障がい児も受け入れが可能ということで、小児の対応もできると聞いているので紹介させていただく。

副委員長・何か意見等はあるだろうか。

なければ、第1回「医療的ケア」委員会はこれで終了とさせていただきます。

次回：7月28日（木）13:30～ 乙訓総合庁舎 第2会議室